

平成 19 年 11 月 12 日

各 位

会社名 株式会社 MARUWA
代表者 代表取締役社長 神戸 誠
(コード番号 5344 東証・名証 第一部)
問合せ先 取締役経営企画室長 永光哲也
電話番号 0561-51-0839

自己株式の取得に関するお知らせ

(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、平成 19 年 11 月 12 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式を買い受けることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由
経営環境の変化に対応した、機動的な資本政策を行うためのものです。
2. 取得の内容
 - (1) 取得する株式の種類 普通株式
 - (2) 取得する株式の総数 300,000 株を上限
(発行済株式総数に対する割合 2.77%)
 - (3) 株式の取得価格の総額 550 百万円(上限)
 - (4) 自己株式取得の日程 平成 19 年 11 月 13 日から平成 20 年 5 月 30 日まで

(ご参考) 平成 19 年 10 月 31 日時点の自己株式の保有
発行済株式総数 (自己株式を除く) 10,812,460 株
自己株式数 259,540 株

以上